

立正大学社会福祉研究所年報投稿規定

第1条 投稿者は、筆頭著者が研究所研究員及び客員研究員に限る。

2 客員研究員の所属は、本務校がある場合にはその学校名、次に立正大学社会福祉研究所客員研究員と記す。

第2条 投稿原稿は、個人研究及び共同研究代表者の場合を通じて一人1編とする。

2 ただし、共同執筆補助者の場合には、上項と併せて2編とすることができる。

第3条 投稿原稿は、未発表のものに限る。

2 同じデータ・事例・資料などに基づいて投稿者が執筆した別の論文・報告など（共同執筆を含む）があれば、投稿時に添付する。

3 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものとして扱い、審査過程を経るため、表題に「上・下」「1報・2報」「I・II」などを付けない。

第4条 投稿の締切りは、年度末の3月末日とする。

第5条 原稿を収めたCDなどとそのハードコピーを、年報編集委員会（以下、委員会）宛に送付する。

第6条 年報に投稿できる原稿の種類は以下の通りとする。

- (1) 原著論文
- (2) 論文
- (3) 総説・展望（最近の研究成果を広い観点から整理、位置付けし、当該の研究の理解に供するもの）
- (4) 研究ノート（新しい研究の方向を探るための先行研究・調査・開発・資料などの部分的まとめ）
- (5) 報告（研究・教育・社会的活動・事業の報告）
- (6) 翻訳

第7条 投稿原稿掲載の可否は委員会が決定する。

2 原著論文掲載の可否は、「投稿受領から掲載までのフローチャート」に基づく審査により編集委員会が決定する。

3 査読結果は、a) 採択（表記など多少の変更を経て掲載）、b) 修正採択（指摘された事柄の再検討・修正を経て掲載）、c) 不採択（掲載しないか、論文ないし報告などとして掲載）とする。

4 査読結果は、査読者名を伏せたコメントと共に5月中に本人に返却される。

筆者校正は再校（二校）までとする。それ以降は編集委員会にて行う。

5 投稿原稿が査読過程で、当該号の掲載決定日までに間に合わない場合は、その旨を通告し、次年度継続とするか、投稿を断念するかを確認する。

第8条 原稿が掲載されたものには、別刷り30部を（原稿筆頭者に）贈呈する。

2 これを超える別刷りは実費を請求する。

3 また、図・表・写真などの特殊なものについては実費を請求することがある。

第9条 投稿された原稿を収めたCDなどとそのハードコピーは返却する。

第10条 原著論文の審査は以下の諸視点から行われる。

- (1) 提起した問題、導入した概念や方法、発見した事実や法則に新奇性・独創性がある。
- (2) 得られた結果に学術的及び技術的な新奇性・有用性がある。
- (3) 論旨・論拠の妥当性・明快性、方法とその結果の信頼性・再現性がある。
- (4) 研究展望、研究の位置づけが適切である。
- (5) 調査などに当たって、倫理上の問題はク

リアしている。

第11条 投稿原稿の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。

また、委員会の対応に不服がある場合には、研究所運営委員会に不服を申し立てることができる。

付則 この規定は、2017年4月1日より施行する。

立正大学社会福祉研究所年報執筆要領

第1条 投稿原稿は、図表、註などを含めて4万字（400字詰め原稿用紙で100枚以内とし、図表は1点につき600字換算とし、図表込みで4万字以内を厳守する。ただし、1頁全体を使用する図表については1600字換算）とする。

第2条 投稿する原稿の執筆にあたって

- (1) 原則としてパソコン（ワープロ）で作成し、縦置きA4判用紙に横書きで、1600字（40字×40行）で印字した原稿を1部提出する。
- (2) 本文最初の頁に、タイトル（英文タイトル併記）、原稿の種類（原著論文、論文、総説・展望、調査報告など）、所属・執筆者名（ローマ字読み併記）、3～5個のキーワードを入れる。
- (3) 図表は、本文とは別に1葉ごとにA4判にコピーして提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。
- (4) 脚注は付けない。引用文献は、註に使用順に（1）、（2）、（3）……と番号を振って列挙し、著者（编者）名、発行年（西暦）、題名（書名）、出版社名（誌名）、頁の順に記す。さらに参考文献を示す必要がある場合には、註の後に列挙する。

第2条 投稿原稿に利用したデータや事例などについて、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または註に明記する。

第3条 投稿論文の査読は、著者名などを匿名にて行っているため、文献などの表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙書」などとせず、筆者名による表記とする。

第4条 査読による修正の要請については、原稿の修正箇所を明示し、対応の概要について年報編集委員会宛に回答する。

付則 この規定は、2017年4月1日より施行する。

立正大学社会福祉研究所年報編集規定

第1条（名称） 本誌は、立正大学社会福祉研究所年報と称する。

第2条（目的） 本誌は、研究所研究員の学術研究成果の発表にあてる。

第3条（資格） 本誌への投稿は、筆頭著者が研究所研究員及び客員研究員に限る。

第4条（発行） 本誌は、原則として年に1回、翌年7月末日に発行するものとする。

第5条（内容） 本誌に、人間と福祉に関する原著論文、論文、総説・展望、調査報告などの各欄を設ける。

第6条（編集） 本誌の編集は、年報編集委員会（以下「委員会」）が行う。

第7条（委員会の役割） 原稿の掲載は、委員会の決定による。

第8条（執筆要領） 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

第9条（著作財産権の帰属） 本誌に掲載された著作物の複製頒布その他の著作財産権は、研究所に所属する。ただし、著者自身が使用する場合は、この限りではない。

第10条（著作者の権利） 前条に定める著作財産権の譲渡は、無償とする。

2 著作者は、年報に掲載された自己の著作物（以下、「著作物」という）を無償で自由に利用することができる。ただし、利用にあたっては事前に編集委員会に申し出なければならない。

第11条 著作者が第三者の著作権その他の権利を侵害した場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

付則 この規定は、2017年4月1日より施行する。

立正大学社会福祉研究所年報編集委員会規定

第1条（設置） 立正大学社会福祉研究所に年報編集委員会（以下「委員会」）を置く。

第2条（任務） 委員会は、研究所年報の発行につき、編集・原稿依頼・投稿原稿の審査・刊行などの任務を行う。

第3条（構成） 委員会は、研究所長及び運営委員2名を含む委員若干名で構成される。

2 委員は研究所研究員の中から、研究所長が委嘱する。

3 委員長は研究所長及び運営委員の一人が務める。

4 委員会は必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

第4条（任期） 委員の任期は1年とする。

2 ただし、再任を妨げない。

第5条（査読委員の委嘱） 投稿原著論文原稿の審査のため、査読委員をおく。

2 委員会は学部内外の査読委員を投稿原稿1編につき一人以上委嘱する。

3 査読委員の任期は1年とする。

4 査読委員は、委員会の依頼により、投稿原著論文原稿を審査し、その結果を委員会に報告する。

5 委員会は、査読委員の査読報告に基づいて、投稿原稿の採否、修正指示等の措置を決定する。

第6条（疑義・不服への対応） 委員会は、投稿者から査読内容もしくは採否決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合は、速やかに対応し、申し立て者に回答する。

付則 この規定は、2017年4月1日より施行する。